

「土壤環境施策に関するあり方懇談会」 取りまとめの方向性(案)



環境省は2007年度、学識経験者や経済界の代表などで構成する「土壤環境施策のあり方懇談会」を設置し、現状の課題等の洗い直し作業を進めています。今回は、2008年2月25日に行われた第7回合会において、懇談会の取りまとめの方向性(案)が示されましたので、その概要を以下に示します。

- 1.はじめに(省略)
2. 土壤汚染の特徴と土壤汚染対策法の考え方について(省略)
3. 現状と主な課題
 - (1) 土壤汚染対策法の対象について
 - (2) 土壤汚染対策の傾向について
 - (3) ブラウンフィールド問題
 - (4) その他の諸課題
4. 土壤環境施策のあり方
 - (1) サイトごとの汚染状況に応じた合理的かつ適切な対策の促進方策について
 - (2) 法制度と自主的な調査・対策の関係のあり方
 - (3) 土壤汚染に関する情報の集積・公開、土地売買における情報の引継ぎ
 - (4) 搬出汚染土壌の適正処理を確保するための制度の充実
 - (5) 調査・対策の信頼性の確保、調査・対策手法の充実
 - (6) 対策を推進するための各方面における経済的な方策について
 - (7) 土壤汚染の未然防止、操業中からの対応の促進
 - (8) 施策対象とする項目等について
 - (9) その他

尚、上記の内容については、まだ検討中であり、変更される可能性があります。

当社では、土壤汚染調査や土壌の分析を行っております。お気軽にお問い合わせ下さい。

資料 2008年3月31日付 循環経済新聞
環境省ホームページ

土壤環境箇所 明石康伸